

教幼第155号
令和3年4月28日

こども園保護者 様
保育園・幼稚園保護者様

恵那市教育委員会

連休中における感染予防の徹底について（お願い）

保護者の皆様には、新型コロナウイルス感染症拡大防止について、格別なるご理解とご協力をいただいております。

さて、県内でだされた「第4波」非常事態対策を踏まえ、実施期間（4月26日～5月11日）には大型連休が含まれております。園では、引き続き感染予防の徹底を行ってまいります。ご家庭におかれましても、感染リスクを避ける行動をお願いするとともに、改めて感染予防の徹底をお願いいたします。

記

- 1 大型連休中は家庭においても、以下の4点について感染防止対策をお願いします。
 - ① 飲食は大人数を避けて、短時間で大声を出さず、会話時はマスク着用を徹底するとともに、「親戚同士の大勢の会食」「家族以外の大人数（5人以上）での飲食」の自粛も含め、家族や親戚等でも十分注意してください。
 - ② 特に、不特定多数の人が密集する場への参加や会食、カラオケの利用など、感染リスクが高い行動は自粛をお願いいたします。
 - ③ 外出は必要性和安全性を慎重に検討し、感染防止対策を十分実施している行先に、かつ、空いた時間と場所を選んでください。
 - ④ 「県をまたぐ不要不急の移動」は控えてください。特に、「緊急事態措置区域やまん延防止等重点措置区域（関西、関東、愛知県など）への不要不急の移動」は自粛・延期をお願いいたします。

恵那市教育委員会事務局 幼児教育課
担当：丸山 TEL：0573-26-2111（内線433）